

大分大学大学院福祉健康科学研究科再入学取扱細則

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学再入学規程（平成24年規程第19号。以下「再入学規程」という。）第11条及び大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1k号）第17条第2項の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科（以下「本研究科」という。）における再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(出願可能期間)

第2条 再入学は、退学又は除籍後から起算して5年以内に限り志願できる。

(再入学出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、再入学規程第3条第1項に規定する再入学の願い出に係る所定の様式のほか、本研究科が必要と認めた書類を提出しなければならない。

(再入学の審査)

第4条 再入学の審査は、福祉健康科学研究科審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及び面接等を総合して行う。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長が必要と認める者

(再入学の決定)

第5条 再入学は、前条の審査委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(既修得単位の認定、修業年限及び在学期間)

第6条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学すべき年数等については、審査委員会による審査の上、研究科委員会の議を経て決定する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、再入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。